

高齢者をささえるやさしい手

(ダイジェスト版(サービス等の御案内))

問合せ先 

令和8年10月改訂版

高齢者相談センター(地区別)		(裏面参照)	…高齢者相談全般
新座市役所	長寿はつつ課	元気増進係 (048-477-6890)	…高齢者福祉サービス全般
		安心サポート係 (048-424-9611)	…権利擁護、虐待
		長寿医療係 (048-424-9610)	…後期高齢者医療制度
	介護保険課	介護保険料係 (048-424-9609)	…介護保険料・資格
		介護予防係 (048-424-5186)	…介護予防事業
		介護認定係 (048-477-6892)	…要介護認定
		介護給付・事業者係 (048-424-5361)	…介護保険事業計画
	成年後見制度推進室 (048-423-2196)		…成年後見制度
	福祉政策課	福祉政策係 (048-424-4693)	…民生委員・児童委員
		福祉相談室 (048-477-1835)	…福祉全般の困りごと
	保健センター (048-481-2211)		…高齢者の予防接種
	障がい者福祉課 給付係 (048-424-8180)		…特別障がい者手当
	危機管理室 (048-477-2502)		…避難行動要支援者支援制度
	建築審査課 (048-477-4519)		…住宅の耐震診断・改修助成
	交通政策課 (048-477-2484)		…にいバス無料乗車証
	環境課 (048-477-1547)		…ふれあい収集
	産業振興課 (048-477-6346)		…就労
新座市粗大ごみ受付センター		(048-479-5300)	…粗大ごみの運び出し収集
新座市社会福祉協議会	地域福祉課	(048-480-5706)	…車いすの貸出し等
	生活支援課	(048-480-5737)	…日常生活自立支援事業
新座市シルバー人材センター		(048-481-4305)	…日常の簡単なお手伝い等

発行：新座市

編集：長寿はつつ課 〒352-8623 野火止1-1-1 (本庁舎1階25番窓口)



福祉サービス

ひとり暮らし、高齢者のみ世帯向け（日中のみを含む）

1. 緊急通報システム

（長寿はつらつ課 元気増進係）

急病や事故等の緊急事態時に発信機のボタンを押すと、自動的に消防署に通報され、直ちに救急活動が行われるシステム機器を固定電話に設置します。

※ 固定電話をお持ちでない方でも利用できるよう、お手持ちのスマートフォンをシステム機器に繋いで利用できる「携帯電話変換装置」の貸出しもを行っています。

■ 対象者

ひとり暮らし等で①～③のいずれかに該当

- ① 65歳以上で心疾患等がある
- ② 1・2級の身体障がい者手帳を所持
- ③ 65歳以上で①又は②以外

■ 利用料

- ①・②：無料
- ③：月額500円

※ 携帯電話変換装置を利用する場合は、別途利用料（月額1,023円）が必要

■ 注意事項

- ・設置費用は無料
- ・不要となった場合は返却（返却できない場合は弁償）
- ・通報時の電話料、機器破損・紛失時の弁償代は自己負担

2. 配食サービス

（長寿はつらつ課 元気増進係）

食事の支度が困難な方に、安否確認を目的として昼食をお届けします。

■ 対象者

おおむね65歳以上で①～③のいずれかに該当

- ① ひとり暮らし
- ② 高齢者のみ世帯
- ③ 日中、上記①・②の状態

■ 利用料

1食当たり事業者が定める金額

■ 利用回数

最大6回／週（月～土曜日の昼食のみ）

■ 注意事項

- ・市委託事業者から1社を選んで利用
- ・原則、手渡しで受け取る
- ・利用料は事業者に直接支払う

3. 救急医療情報キット

（長寿はつらつ課 安心サポート係）

医療情報等を専用容器に入れ自宅冷蔵庫で保管することで、緊急時の救急活動に役立てるものです。

■ 対象者

65歳以上で①～④のいずれかに該当

- ① 市内在住でひとり暮らし
- ② 市内在住で高齢者のみ世帯
- ③ 日中または夜間に①か②の状態になる
- ④ 上記に準ずると認められる

■ 配布個数

1人1個（無料）

■ 配布場所

- ・長寿はつらつ課
- ・高齢者相談センター
- ・老人福祉センター
- ・保健センター
- ・出張所
- ・居宅介護支援事業所



要介護（要支援）認定を受けている方向け

1. おむつ等の給付

（長寿はつらつ課 元気増進係）

常時失禁状態にある高齢者におむつ等を給付します。

- 対象者
65歳以上で①～④の全てに該当
① 要介護1～5
② 世帯主及び全ての世帯員の市民税所得割が47,800円以下
③ 介護保険施設等に入所していない
④ 生活保護等を受給していない
◇ 入院中（医療保険）、有料老人ホーム等に入居されている方も可

- 対象品目
紙おむつ・尿取りパット・使い捨て手袋・清拭剤

- 助成額
6,000円／月

2. 移送サービス費助成

（長寿はつらつ課 元気増進係）

寝台や車いすに乗りながら乗降できる移送車両による移送サービスを受けた場合に助成金を交付します。

- 対象者
65歳以上で①～⑤の全てに該当
① 要介護3～5
② 「障がい高齢者の日常生活自立度」において、主治医意見書又は訪問調査員調査書のどちらか「B2」以上
③ 世帯主及び全ての世帯員の市民税所得割が47,800円以下
④ 介護保険施設等に入所していない
⑤ 生活保護等を受給していない

- 対象用途
通院・入院・転院・退院・入所・退所

- 助成額
移送サービスに要した費用の90/100に相当する額（上限13,500円／回）
※半期（6か月）で6回が上限

3. 重度要介護高齢者手当

（長寿はつらつ課 元気増進係）

日常生活に著しい支障のある高齢者に対して手当を支給します。

- 対象者
65歳以上で①～③の全てに該当
① 要介護認定で4又は5
② 世帯主及び全ての世帯員の当該年度分の市民税が非課税又は免除
③ 介護保険施設等に入所していない

- 支給額
5,000円／月

4. 障がい者控除認定書

（長寿はつらつ課 元気増進係）

所得税の確定申告又は市県民税の申告で、障がい者控除又は特別障がい者控除を受けることができる認定書を発行します。

- 対象者
介護保険法による要介護認定等を受けている65歳以上で一定の基準に該当する方

5. ひとり歩き高齢者等 家族支援サービス

（介護保険課 介護予防係）

認知症等により見守りの必要のある高齢者等（市内在住）の家族に対して、位置探索機（GPS機能）を貸し出し、ご本人の行方が分からなくなったときに、居場所を探索するものです。

- 対象者
①～③のいずれかに該当する方を介護している方（市内在住）
① 65歳以上
② 第2号被保険者で要支援・要介護認定を受けている
③ 生活保護法の介護扶助を受けている

- 費用
対象者（ひとり歩き高齢者等を介護している方）を含む全ての世帯員の市民税所得割額に応じて決定
・47,801円以上：1,100円／月
・47,800円以下：無料

6. 高齢者見守りステッカー

(介護保険課 介護予防係)

認知症等により見守りの必要のある高齢者等（市内在住）に登録番号入りのステッカーを配布し、行方不明時の早期発見・早期保護・事故防止に役立てるものです。

■ 対象者

①～③のいずれかに該当する方

- ① 65歳以上
- ② 第2号被保険者で要支援・要介護認定を受けている
- ③ 生活保護法に規定されている介護扶助を受けている

■ 費用

無料

※ 介護保険法、医療保険法に規定する施設に入所している場合は対象外

その他

1. 日常生活自立支援事業 利用料助成

(長寿はつらつ課 安心サポート係)

社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業の利用料を助成します。

■ 助成額

利用料のうち9割

2. 訪問理美容サービス

(長寿はつらつ課 元気増進係)

自宅へサービス事業者（理・美容院）が訪問し、散髪を行う際の出張料を市が負担します。

■ 対象者

65歳以上で①～③の全てに該当

- ① 市内に住所がある
- ② 寝たきり等より外出が困難
- ③ 世帯員全ての市民税が非課税

■ 利用回数

6回／年（2か月に1回）

※ 申請月により異なる。

■ 利用者負担

カット料金（3,000円以内）

3. 介護マーク配布事業

(長寿はつらつ課 安心サポート係)

介護する方が、介護中であることを周囲に示すマークを配布します。

■ 対象者

在宅で介護をしている方（介護をしている方もしくは介護を受けている方が市内在住の方）

■ 配布場所

- ・長寿はつらつ課
- ・介護保険課
- ・障がい者福祉課
- ・高齢者相談センター

※ 長寿はつらつ課のホームページからもダウンロードすることができます。



4. 成年後見制度利用支援

(長寿はつらつ課 安心サポート係)

身寄りのない認知症高齢者等の保護を図るため、市長が代わって民法に定める後見等開始の審判の申立てを行います。また、成年後見制度を利用するに当たって、費用を負担することが困難な方に対して、審判の申立費用及び成年後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

■ 対象者

【市長申立て】

配偶者や四親等内の親族がいないなど、親族等による後見等開始の審判の申立てを行うことができない方で、市が福祉的観点から制度の利用が必要と判断した方

【利用費助成】

①～③の全てに該当する成年被後見人等

- ① 本人、配偶者、四親等以内の親族又は市長が審判の請求を行っていること
- ② 市内に住所がある又は本市を実施機関として、介護・福祉サービス等の給付を受けていること
- ③ 生活保護世帯又は住民税非課税世帯で、世帯員全員の預貯金額の合計が150万円（単身世帯は100万円）以下、かつ、その他活用可能な資産がないこと

■ 助成対象

後見等開始の審判の申立費用及び成年後見人等の報酬の全部又は一部

■ 申請

審判が確定した日の翌日から起算して3か月以内に申請書及び添付書類を提出

※ 詳細はお問合せください

5. 高齢者住宅

(長寿はつらつ課 元気増進係)

市内の民間賃貸住宅に居住し、立ち退きを求められた場合、市が借り上げた集合住宅を利用できます。

- 対象者
65歳以上で①～④の全てに該当
① 市内に1年以上住所がある
② ひとり暮らし
③ 自立した生活が可能
④ 立ち退きを要求されている

- 使用料
月額65,000円(収入額による減額あり)

- 所在地
西堀一丁目5番36号(2階建て8室)

6. リフト付乗用車貸出し事業

(新座市社会福祉協議会)

日常的に車いすを使用する市民の方に、リフト付き乗用車の貸出しを行っています。

- 利用料
無料(ガソリン代、高速代は自己負担)

- 貸出期間
原則として、貸出日から3日以内で月3回まで

7. 日常生活自立支援事業

(福祉サービス利用支援事業)
(新座市社会福祉協議会)

判断能力の不十分な高齢者などに対し、契約により福祉サービスの利用援助、日常生活上の手続援助、日常的金銭管理などのサービスを行うものです。

- 問合せ
新座市社会福祉協議会(生活支援課)

8. 車いす貸出し事業

(新座市社会福祉協議会)

一時的に車いすが必要となった方に、1か月を限度に貸出しを行います。

- 利用料
無料

9. 特別障がい者手当

(障がい者福祉課 給付係)

重度の障がいがあり、常時特別な介護が必要な状態にある20歳以上の方に支給します。

- 対象者
医師の診断書を基に国が示す障がい程度認定基準に該当する方

- 支給額
月額30,450円/令和8年度(年度によって金額が変更となる場合あり)
※ 診断書作成料は自己負担となる。
※ 障がい者手帳の有無は要件ではない。



保健衛生サービス

1. 高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種(保健センター)

自己負担額	11,800円
実施期間	令和8年10月1日から 令和9年1月31日まで

2. 高齢者インフルエンザ予防接種(保健センター)

自己負担額	1,500円
実施期間	令和8年10月1日から 令和9年1月31日まで

3. 高齢者肺炎球菌予防接種(保健センター)

自己負担額	7,900円
-------	--------

4. 高齢者带状疱疹予防接種(保健センター)

自己負担額	・生ワクチン 4,000円/1回 (1回接種で完了) ・不活化ワクチン 14,000円/1回 (2回接種が必要)
実施期間	対象年度の3月31日まで



その他の高齢者向けサービス

災害対策

1. 避難行動要支援者 支援制度 (危機管理室)

災害時に自力で避難することが困難な方が、地域の方（地域支援者）から安否確認、避難誘導などの支援を受けられるようにする制度です。

注意事項	・ 個人情報地域を地域の町内会等に提供することに同意する 必要あり。 ・ 地域の支え合いで行われる 制度のため、災害時の支援 を約束するものではない。
------	---

2. 既存木造住宅耐震 診断助成制度 (建築審査課)

耐震診断に要した費用の一部を1回に限り助成します。

助成額	耐震診断に要した費用の 100%（上限10万円まで）
-----	-------------------------------

3. 既存木造住宅耐震 改修等助成制度 (建築審査課)

耐震改修に要した費用の一部を1回に限り助成します。

助成額	耐震改修に要した費用の 100%（上限60万円、「重 度障がい者居宅改善整備費助成 制度」と併用の場合は上限80 万円、リフォーム工事と併用の 場合は上限90万円）
-----	---

ごみ捨て

1. ふれあい収集 (環境課)

家庭ごみを自ら集積所へ持ち出すことが困難な世帯を対象に自宅までごみの収集に行くサービスです。ごみが出ていない場合は安否確認も行います。

利用料	無料
その他	・ 審査の上、利用の可否を 決定する。 ・ 介護・福祉サービスを受 けている方はケアマネ ジャーなどを通じて申請 すること。

2. 粗大ごみ運び出し収集 (新座市粗大ごみ受付センター)

自分で外まで運び出せない粗大ごみを、家の中まで入って収集・処分するものです。

利用料	収集する品物に応じて決定 （粗大ごみ処理手数料+運び 出し加算金）
その他	・ 1回の収集につき5点まで 受付 ・ 収集が終わり次第、次の申 し込みが可能

生活支援

1. コミュニティバス（にいバス）無料乗車証

（交通政策課）

対象者の方に申請日から3年間有効のコミュニティバス（にいバス）の無料乗車証を交付します。

対象者	市内在住の75歳以上の方
交付手数料	無料
その他	障がい者手帳をお持ちの方、妊産婦の方にも無料乗車証制度あり ※詳細は、交通政策課にお問合せください。



2. 新座市地域支え合いボランティア事業

（新座市社会福祉協議会）

市民同士の支え合いに賛同する方々が、支援を必要とする高齢者等の日常生活上のちょっとした困りごとをお手伝いします。

利用料	1時間400円 （協力会員には1時間600円のアトム通貨による実費弁償）
その他	協力会員（ボランティア）または、利用会員（支援を必要とする方）として事前の登録が必要。

3. シルバー人材センターによる住まいと暮らしの「ちょこっとサポート」

（新座市シルバー人材センター）

日常の家事援助や、簡単なリフォーム、庭掃除など、暮らしの中で起こるちょっとした困りごとをシルバーならではの低料金で引き受けます。

問合せ	新座市シルバー人材センター
-----	---------------



地域での交流の場

1. 老人福祉センター

(長寿はつらつ課 元気増進係)

高齢者の健康の増進や趣味、レクリエーション等を通じて仲間づくりを図る施設です。

対象者	60歳以上の方
利用料	無料 ※ 市外の居住者は、1日につき500円
休館日	月曜日（祝日の場合は翌日も休館）、祝日（敬老の日を除く）、 年末年始（12月29日～1月3日）

老人福祉センター「えがおの里」

【住 所】新座市堀ノ内二丁目3番45号
【電 話】048-477-0311
【利用時間】午前9時～午後4時
（7月～9月は午後5時まで）



第二老人福祉センター「元気の里」

【住 所】新座市大和田四丁目18番41号
【電 話】048-458-3300
【利用時間】午前9時～午後4時
（7月～9月は午後5時まで）



福祉の里老人福祉センター

【住 所】新座市新塚一丁目4番5号（福祉の里2階）
【電 話】048-481-5002
【利用時間】午前9時30分～午後4時



2. 老人クラブ

(長寿はつらつ課 元気増進係)

市内には、24の「老人クラブ」があり、仲間とともに生きがいと健康づくり、暮らしを豊かなものにする様々な活動を行っています。

対象者	市内在住の60歳以上の方ならどなたでも入会可能 （市外在住あるいは60歳未満の方は賛助会員として活動）
会費	一部負担あり（※各クラブで異なる。）

3. 高齢者いきいき広場

(長寿はつらつ課 元気増進係)

地域の高齢者の方の健康の保持増進、介護予防に役立てる施設です。

対象者	60歳以上及び60歳以上の方と交流される方
利用料	無料
利用時間	午前9時～午後4時
休館日	火曜日、敬老の日以外の祝日と振替休日、年末年始

池田高齢者いきいき広場

【住 所】新座市池田四丁目8番49号
(池田小学校内)

【電 話】048-479-4310



西堀高齢者いきいき広場

【住 所】新座市西堀二丁目18番3号
(西堀小学校内)

【電 話】042-491-5722



東野高齢者いきいき広場

【住 所】新座市野火止六丁目22番12号
(東野小学校内)

【電 話】048-477-5031



はちこく

八石高齢者いきいき広場

【住 所】新座市野寺二丁目8番45号
(八石小学校内)

【電 話】048-477-6728



しんぼり

新堀高齢者いきいき広場

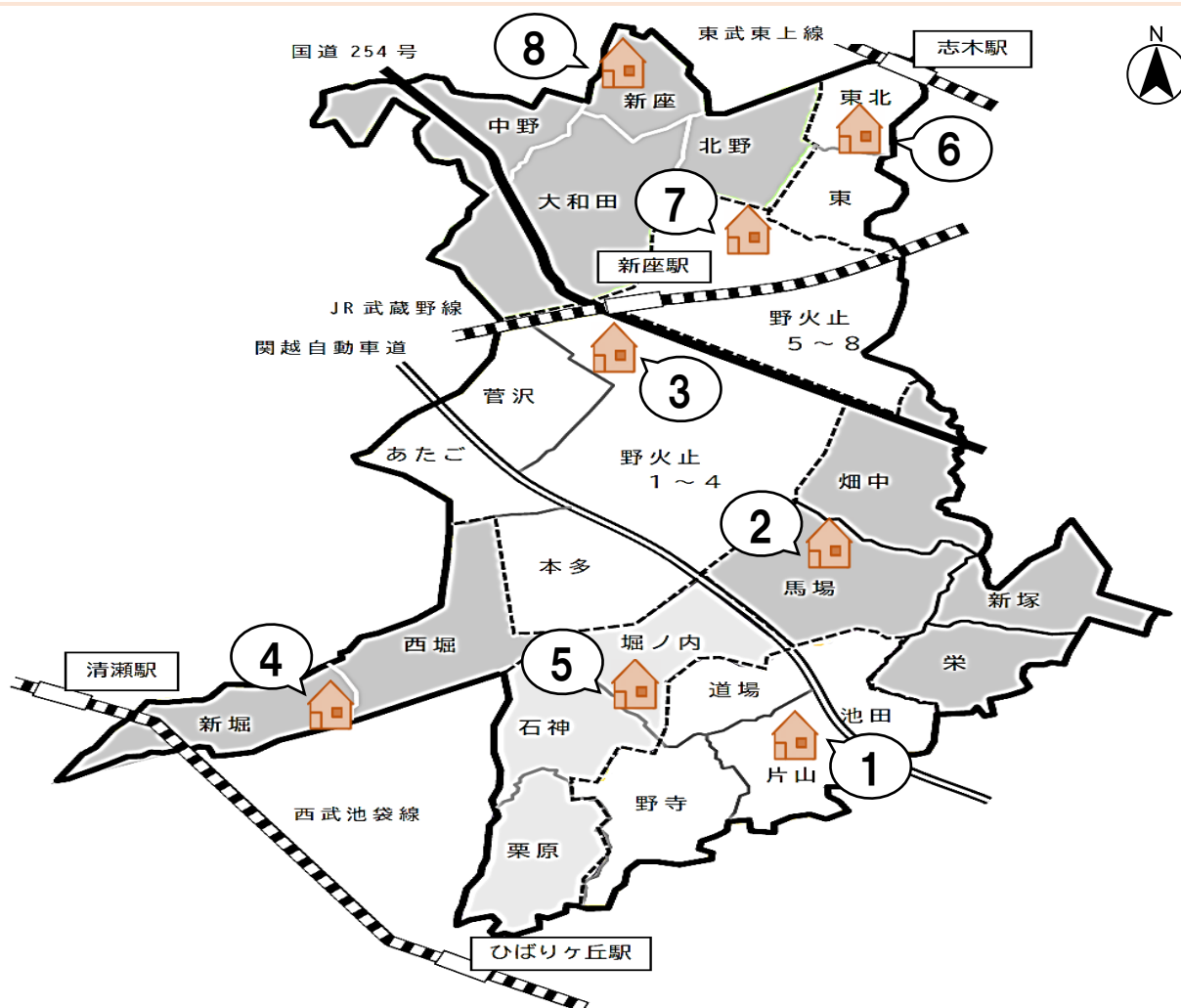
【住 所】新座市新堀二丁目11番2号
(新堀保育園併設)

【電 話】042-493-1280



お気軽に
御相談ください！

新座市高齢者相談センター (地域包括支援センター)



高齢者相談センター		住所	電話・FAX	担当地区
1	東部第一高齢者相談センター 新座市社会福祉協議会指定介護予防支援事業所	片山1-9-1	TEL:048-480-5853 FAX:048-480-5854	池田・道場 片山・野寺
2	東部第二高齢者相談センター 菜々の郷指定介護予防支援事業所	馬場1-2-35	TEL:048-480-7808 FAX:048-480-7807	畑中・馬場 栄・新塚
3	西部高齢者相談センター 新座園指定介護予防支援事業所	野火止4-14-20	TEL:048-477-1707 FAX:048-477-1739	本多・あたご 菅沢・野火止1~4
4	西堀・新堀高齢者相談センター かくの木指定介護予防支援事業所	新堀1-13-5	TEL:042-497-8106 FAX:042-497-8107	西堀・新堀
5	南部高齢者相談センター 堀ノ内病院指定介護予防支援事業所	堀ノ内2-9-31 (堀ノ内病院敷地内)	TEL:048-487-8263 FAX:048-487-8269	石神・栗原 堀ノ内
6	北部第一高齢者相談センター 指定介護予防支援事業所 晴和苑	東北2-1-17	TEL:048-486-5011 FAX:048-471-1131	東北・東
7	野火止五〜八丁目高齢者相談センター ウエルシア介護サービス指定介護予防支援事業所	野火止6-16-15 (2F)	TEL:048-485-8936 FAX:048-485-8937	野火止5〜8
8	北部第二高齢者相談センター 指定介護予防支援事業所 新座みずほ	新座3-3-20-101	TEL:048-485-8587 FAX:048-485-8588	中野・大和田 新座・北野